

経税部  
だより

# 税務相談停止命令を読み解く

税理士 疋田 英司

2023年度税制改正で、納税者が行う税務相談を取り締まり、税務相談を行う者を調査する権限(質問検査権)を国税庁・税務署に与える「税務相談停止命令制度」が創設されました。同制度の問題点や政府の狙いについて読み解きます。

## 相談の段階で調査

税務相談停止名声制度は正式には「税理士等でない者が税務相談を行って質問検査をすることができ、違反した者に対して②で官報に公告するほか、財務省においても氏名や法人名をインターネット上に公開する」として、④刑事罰の適用を行います。その概要は図1の通りです。

(図1) 税理士法第54条の2

- ① 財務大臣は、税理士又は税理士法人でない者が税務相談を行った場合において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該税理士等でない者に対し、その税務相談の停止その他当該停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- ② 違反したものは官報にて公告する。
- ③ 国税庁長官は、前条第一項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、同項の税務相談を行った者から報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。
- ④ その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

調査が行われますが、この調査権限は相談の段階で調査可能とするものです。ホームページやSNSなどで発信した情報も調査の対象になります。対象となる者は「税理士でない者」です。税理士がこれらの行為を行った場合、税理士資格が剝奪されます。確かに、悪質な脱税事件の背景に金融機関やコンサルタントによる悪質な税務指導が行われているケースがあります。では、そのような脱税指導をした者に罰則はないのかという点、悪質と認められた場合、脱税助成で刑事罰を問われることはありません。

## 検査は現場の判断

今回の制度の問題点は、脱税行為を行ってもいないのに、税務相談が脱税かどうかを判断することができるといえる点です。そのため、不正な税務相談かどうかを判断するため、税理士でない者の税務相談に対して調査をすることができるといえる点です。この点について国会で以下の政府答弁がされています。

〈政府答弁〉

税理士等でない者が行う税務相談は、元その違反の状況が顕在化しにくく、また、SNSの普及等に伴い、不特定多数の者に脱税指導等が行われるリスクが高まっている状況に鑑みて、国庫歳入や社会への悪影響を未然に防ぐ必要性が高いと考えております。

質的な脱税事件の背景に金融機関やコンサルタントによる悪質な税務指導が行われているケースがあります。では、そのような脱税指導をした者に罰則はないのかという点、悪質と認められた場合、脱税助成で刑事罰を問われることはありません。

(図2) 国税犯則取締法第22条 (2017年廃止)

朝鮮戦争勃発と警察予備隊設立の翌年の1951年、軍事費を増やすための増税に反対するビラを配ったことが扇動罪となつた。この点について国会で以下の政府答弁がされています。

## 扇動罪規定を拡張

こうした状況を受けまして、今般の税務相談の停止等に係る命令処分は、税理士等でない者が行う税務相談について、不正に国税を免れさせることなどによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすこと、具体的には、脱税指導により不特定多数の者が脱税を行う等の行為を防止するため緊急に措置を取る必要があると認めるときに行うことができるというところであり、今回の措置の趣旨といえます。

(図3) 国税通則法第126条 (2017年追加)

納税者がすべき国税の課税標準の申告をしないこと、虚偽の申告をすること又は国税の徴収若しくは納付をしないことを煽動した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

具体的基準は明確にせず、個別に対応するという説明です。結果的には現場の税務職員等の判断に委ねられることとなります。例えば、税務に関する説明会を税理士以外が行った場合、税務署が必要と感じた場合には検査の対象となり、主催者や講師に対して調査を行うこともありえます。

保団連近畿ブロック市民公開学習会

## 永遠の化学物質

有機フッ素化合物の汚染問題  
—摂津市の実態を中心に—

日時 6月4日(日)  
午後1時30分～3時30分  
会場 M&Dホール  
※Zoomとのハイブリッド開催  
講師 小泉 昭夫氏 (社会健康医学福祉研究所所長・京都大学名誉教授)  
申込 大阪府保険医協会まで  
FAX (06-6568-2389)

## 第9回 日常診療経験交流会

# フレイル新局面

—医科・歯科共有認識でコロナ禍に学ぶ—

7月9日

午前9時30分～午後4時  
保険医会館にて

大阪府歯科保険医協会が運営する

## 求人情報サイト

- ▷ 協会ホームページから簡単申し込み  
掲載料は3カ月で1万円!
- ▷ 費用は掲載料のみ  
スマホからの申し込みも可!
- ▷ 更新は毎月15日

掲載は会員限定



詳細は   <http://osk-hok.org/job/>

※協会は情報提供のみで条件の交渉等は当事者間をお願い致します。